

十一	十九	八	七	六	五	四	三	二	一	○	財務省告示第二百四十四号
償還金額	償還期限	発行価格	振替単位	最低面額	最高額	発行方法	用法	振替の方法	法律の施行	発行条件	省令第十六号
額をと 百支き 円払は にう、 つき。 百円	當年厘 成年厘 還三月 期月 。そが の銀 翌行 営休日 業業 日日 にに	た成七 成十錢 し十錢 額六百 年厘百 倍は規 定の記 額はよ にき十 き二十 九二由 る低替 も額口 の面座 九九	額をと 數又の は規 定の記 額はよ に、る に、る よ最振 低替 も額口 の面座 と金簿	額をと 額面金 額	引日 行方 法	替適 用振十 法項及 の適	成社一 機用振 項之根 そ拠	三国九 債項十 債回引 九整)	割短	のと 日あり に發行 告示第 二百四 四号	関する省 令第三項 の規定に 基づき、平 成省令第 三百四十 二年十二 月九日
額をと 百支き 円払は にう、 つき。 百円	當年厘 成年厘 還三月 期月 。そが の銀 翌行 営休日 業業 日日 にに	た成七 成十錢 し十錢 額六百 年厘百 倍は規 定の記 額はよ に、る に、る よ最振 低替 も額口 の面座 九九	額をと 數又の は規 定の記 額はよ に、る に、る よ最振 低替 も額口 の面座 と金簿	引日 行方 法	替適 用振十 法項及 の適	成社一 機用振 項之根 そ拠	三国九 債項十 債回引 九整)	割短	のと 日あり に發行 告示第 二百四 四号	関する省 令第三項 の規定に 基づき、平 成省令第 三百四十 二年十二 月九日	
額をと 百支き 円払は にう、 つき。 百円	當年厘 成年厘 還三月 期月 。そが の銀 翌行 営休日 業業 日日 にに	た成七 成十錢 し十錢 額六百 年厘百 倍は規 定の記 額はよ に、る に、る よ最振 低替 も額口 の面座 九九	額をと 數又の は規 定の記 額はよ に、る に、る よ最振 低替 も額口 の面座 と金簿	引日 行方 法	替適 用振十 法項及 の適	成社一 機用振 項之根 そ拠	三国九 債項十 債回引 九整)	割短	のと 日あり に發行 告示第 二百四 四号	関する省 令第三項 の規定に 基づき、平 成省令第 三百四十 二年十二 月九日	

十
三
二

払 場 元
込 所 金
期 支
日 払

平 成 日 本
十 六 年 銀 行

三 月 二 十 二 日